特定非営利活動法人埼玉広域避難者支援センター　定款

第1章　総則

（名称）
第1条　この法人は、特定非営利活動法人埼玉広域避難者支援センターという。略称を福玉支援センターとする。

（事務所）
第2条　この法人は、事務所を埼玉県さいたま市内に置く。

（目的）
第3条　この法人は、東日本大震災および福島第一原子力発電所事故によって埼玉県内に避難している人々が避難元地域の状況や帰還・移住の選択を問わず生活を再建し安心して暮らせる社会を目指して、避難者への支援および行政・民間団体・当事者団体との連携を推進することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の下記に該当する活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 災害救援活動
(5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(7) 子どもの健全育成を図る活動
(8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
(1) 避難者への情報提供活動
(2) 官民協働の連絡会議の開催
(3) 他の支援団体や当事者団体への中間支援
(4) 交流会・親睦会の開催
(5) 避難者支援に関わる調査研究
(6) 避難者支援に関わる政策提言
(7) その他、第3条の目的を達成するための事業

第2章　会員

（会員の種類）
第6条　この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

（入会）
第7条　会員の入会については、特に条件を定めない。
2　会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第8条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第9条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会の申出があったとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

（退会）
第10条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

（除名）
第11条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 法令、定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第12条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章　役員及び職員

（役員の種類、定数及び選任等）
第13条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事　7人以上10人以下
(2) 監事　2人
2　理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
3　理事及び監事は、総会において選任する。
4　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
5　役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
6　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（役員の職務）
第14条　代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

２　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況若しくは法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（役員の任期等）
第１５条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
４　第１項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

（欠員補充）
第１６条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）
第１７条　役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（役員の報酬）
第１８条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の１以下でなければならない。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）
第１９条　この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。
２　事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第4章　総会

（総会の種別）

第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（総会の構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
(3) 合併
(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(5) 事業報告及び活動決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) 会員の除名
(10) 事務局の組織及び運営
(11) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第23条　通常総会は、毎年1回開催する。
2　臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 第14条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

（総会の招集）
第24条　総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。
2　代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第25条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

（総会の定足数）
第26条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第27条　総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
2　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決

する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会における表決権等）
第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。
2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第3号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）
第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員の現在数
(3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
(4) 議長の選任に関する事項
(5) 審議事項
(6) 議事の経過の概要及び議決の結果
(7) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
3　前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面若しくは電子メールにより同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章　理事会

（理事会の構成）
第30条　理事会は、理事および監事をもって構成する。

（理事会の権能）
第31条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 代表理事が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第１４条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第３３条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第３４条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（理事会の定足数）
第３５条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（理事会の議決）
第３６条　理事会における議決事項は、第３３条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会における表決権等）
第３７条　各理事の表決権は平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第３５条、第３６条第２項及び第３８条第１項第３号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事の現在数
(3)　理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあってはその旨を付記すること。）
(4) 審議事項
(5) 議事の経過の概要及び議決の結果
(6) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名、押印しなければならない。

第6章　資産及び会計等

（資産の構成）
第３９条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品
(4) 事業に伴う収益
(5) 資産から生じる収益
(6) その他の収益

（資産の区分）
第４０条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）
第４１条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（会計の区分）
第４３条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業年度）
第４４条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第４５条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。
２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立の日までは、代表理事は理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
３　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
４　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４６条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第４７条　この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の２以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第４８条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 社員の欠亡

(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4　解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

（合併）

第49条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　雑則

（公告の方法）

第50条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

（施行細則）

第51条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	西城戸誠
副代表理事	薄井篤子
常務理事	永田信雄
理事	愛甲裕
〃	伊藤千亜
〃	西川正
〃	原田峻
監事	岡本卓大
〃	広瀬隆

3　この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成29年6月30日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。

6　この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人）

5000円
(2) 正会員（団体）
30000円
(3) 賛助会員（個人）
3000円
(4) 賛助会員（団体）
10000円